

第5回までの検討対象物質（29物質）の検討結果について

1 第5回分科会の検討で結論が得られた物質（14物質）

(1) 省令、告示に追加すべき物質と症状・障害

- ① アジ化ナトリウム・・・頭痛、めまい等の自覚症状、前眼部障害、気道障害、血圧降下の循環障害
- ② インジウム及びその化合物・・・肺障害
- ③ 過酸化水素・・・皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害
- ④ グルタルアルデヒド・・・皮膚障害、前眼部障害、気道障害
- ⑤ テトラメチルチウラムジスルフィド・・・皮膚障害
- ⑥ 1-ブロモプロパン・・・末梢神経障害
- ⑦ 2-ブロモプロパン・・・生殖機能障害
- ⑧ テレピン油・・・皮膚障害
- ⑨ キャプタン・・・皮膚障害
- ⑩ シクロナイト・・・めまい、頭痛、嘔吐等の自覚症状、意識喪失を伴う痙攣
- ⑪ 過硫酸カリウム・・・皮膚障害、気道障害
- ⑫ ロジウム及びその化合物・・・皮膚障害、気道障害
- ⑬ 二亜硫酸ナトリウム・・・気道障害、皮膚障害
- ⑭ フェニルグリシジルエーテル・・・皮膚障害

(2) 現時点では省令、告示に追加する必要はない物質（14物質）

- ① オゾン
- ② 白金及びその水溶性塩
- ③ ガソリン
- ④ 銀及びその水溶性塩
- ⑤ 酢酸
- ⑥ シアナミド
- ⑦ 二酸化塩素
- ⑧ クロルピリホス
- ⑨ アセトニトリル
- ⑩ 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸
- ⑪ すず及びその化合物（トリメチルスズ）
- ⑫ 酸化カルシウム
- ⑬ 2-シアノアクリル酸エチル
- ⑭ ニトロメタン

(3) 既に通達で規定されているため、省令、告示に追加する必要はない物質（1物質）

- ① ロジン（コロフォニー）

(4) 第5回分科会の検討で追加検討となった物質 (2物質)

- ① 過硫酸アンモニウム
- ② 過硫酸ナトリウム